

# 国民年金保険料免除と猶予



制度

250円)を納める義務がある。

卷之三

国民年金保険料の支払いが経済的に難しい人は、免除や納付猶予を過去に遡って申請でき

2年1か月前まで遡れるようになった。ただ、免除などが認められた場合でも、保険料を追納しないと、将来受け取れる年金の額が減る忘人は注意したい。

厚生年金に加入する会社員や、会社員に養われている専業主婦などを除き、原則20歳以上60歳未満の人は、国民年金の保険料（2014年度は月1万5

得が一定額を下回る場合、保険料の全額または一部の納付が免除されたり、その納付が猶予されたりする。

免除や納付猶予は、経済的な理由で保険料が払えない人のための制度。本人や配偶者らの所

「半額」「4分の1」の4種類があり、前年所得額により認められる種類が変わる（図1）。

納付猶予には、30歳未満の人が対象の若年者納付猶予制度と、学生が対象の学生納付特例制度

で申請可能となつた=図(下)=。  
免除と納付猶予は、保険料を  
納めず、何の手続きもせずに放  
つておく「未納」とは異なる。  
未納のままだと、老齢基礎年金  
や障害基礎年金を受給できません

わんば、「将来受け取る老齢基礎年金が減つてしまつ」と注意を促す。

金融機関やコンビニで納める。  
ただ、本来納付する時期から  
経過した時間に応じて、通常の  
保険料に加算金が上乗せされ  
場合があるので気をつけよう。

**申請遡れる期間拡大**

がある。免除と納付猶予のいざれも、住民登録している市区町村か、年金事務所に申請する。免除と納付猶予を遡って申請できる期間は従来、「申請時の直前の7月まで（学生納付特例制度は「直前の4月まで」）」だった。それが14年4月、「2年1か月前まで」に拡大。例えば15年1月中の申請なら、以前は14年7月分までしか遡れなかつたのが、現在は12年12月分ま

ば、事故など)で障害を負った状態になつても、障害基礎年金の受給要件を満たすことができる。厚生労働省の担当者は「障害を負つてから免除を遡つて申請しても、受給資格期間に算入されない。万が一のことを考えて、早めの申請が大事」と話す。

ただし、免除や納付猶予が認められたからといって、そのままにしておくのはよくない。特

全額免除が認められた月は、被保険料を金を原資とした部分しか年金額に反映されないため、保険料をあらんと払っている場合に比べて、受け取る年金額が少なくなる。免除の期間が長くなるほど、年金額は減る。また、納付猶予についても、認められた期間だけ年金額に全く反映されない。「年金を減らしたくないなり、追納を利用して」と東海林さん。過去10年まで遡って保険料を後

老齢基礎年金を受け取るには、受給資格期間を満たさなければならぬ。現行では25年の年金加入が必要だ（消費税率の10%引き上げに合わせ、10年に短縮される予定）。未納の月は受給資格期間に算入されないが、免除や納付猶予が認められた月の数は算入される。今回の期間拡大で、従来なら受給資格を満たせなかつた人でも年金を受け取れる可能性が出てきた。

	全額 免除	4分の3 免除	半額 免除	4分の1 免除
4人世帯 (夫婦・子2人)	162 万円	230 万円	282 万円	335 万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92 万円	142 万円	195 万円	247 万円
単身世帯	57 万円	93 万円	141 万円	189 万円

※出典:厚生労働省「年金制度のポイント」